目黒区学童保育クラブの自己チェックシ 令和3年度

施設名:

学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

①各施設単位で、運営の内容について確認します。

○日本版本社 ビス・ビニングです。 ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。 ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指 針の指針項目に基づいています。

新の相針項目に基づいています。

④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「〇: できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△: 一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×: できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていな)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「一: 該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
⑤〇、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

1 運営塩針 総則 職員の姿質向上 事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

<u>I</u>	運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子ど		上、事業の対象となる子どもの発達に対応する	9月	
	区	分	チェック項目	結果	コメント
1	趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	0	学童保育クラブが果たすべき役割を理解し、実態に応じた保育の工夫と質の向上や充実に勤めている。
2	放課後児童優	建全育成事業の役割	〇放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を 理解している。	0	子どもにとって適切な遊び及び生活の場を提供し、個々の発達段階を踏まえながら、保護者と連携し育成支援を行っている。
	放課後児童 クラブにおけ る育成支援 の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	0	環境や安全面に配慮し、子どもたちが安心して過ごせる環境を整え、年齢に応 じた子どもの主体的な遊びや生活ができるよう育成支援を図ることを理解してい る。
3		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	0	保護者とは日々の連絡帳やお迎えの際、子どもの様子を具体的に伝えることで 連携を図っている。また、学校とは、必要に応じて連絡を入れたり、おたよりを交 換することで情報の共有や連携を図っている。
		(3)放課後児童支援員等 の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。		支援員として、全職員が子どもに関わる責任を重く受け止め、その人間性や倫理観を備えることを自覚し、自己研鑚に努めることを認識している。
		(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	0	子どもの人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重すること、子どもの発言権 や参加する権利を保障することを理解している。また、保護者からの要望,苦情 や相談に対しては、迅速丁寧な対応に努めている。
4	放課後児童 クラブの社会 的責任と職 場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り 組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を 自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	0	職員の言動が、子どもや保護者に対して与える影響を自覚し、常に子どもの人権を尊重すること。また、事業に関わる個人情報を適切に管理し、守秘義務を果たすよう努めている。
		(2)法令遵守のための組 織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するととも に、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して 職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。		研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令 遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の 充実に努めている。
5	要望及び苦情	青への対応	〇子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。		法人での苦情解決の仕組みが整っている。常に子どもの声に耳を傾け、保護者 からの要望や苦情には、施設長が責任を持って迅速丁寧な対応に努めている。
	事業内容向 上への取り 組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員 集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努め ている。	0	毎日のミーティングや記録を通して情報交換と情報共有に努めている。また、本 社から月一回のペースで臨床心理士に来ていただきアドバイス頂いた内容を職 員で共有し、事業内容の向上に努めている。
6		(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等 の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	0	職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実 させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
		(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	0	区としては、令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己 評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表 し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7	7 子どもの発達理解		〇放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。		子どもの発達理解や発達の特徴を理解し、個に応じた育成支援ができるよう研修や研鑚を積み、子どもの寄り添った支援を心がけている。

Ⅱ 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

Ē	正 屋呂祖』 放床後元重ノノブに317る自成文版の内容、子牧及び地域との関係に対応する項目					
	区	分	チェック項目	結果	コメント	
	育成支援の 内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	0	学童保育クラブは、就労などにより放課後や学校が休みの日に保護者が家庭 にいないため保育が必要な子どもたちが通う場所であり、楽しく通うことができる よう、家庭と連携して育成支援、保護者支援を行うことを理解している。	
		(2)育成支援の留意点	〇育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	0	年齢や学年、発達段階が異なる多様な子どもたちが共に過ごす場であることから、それぞれの発達段階や特徴を踏まえ、子ども同士の関係性をとらえながら個々の子どもと集団全体を豊かにするよう支援を行っている。	
۵	障害のある 子どもへの 対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	〇障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限 り受入れに努めている。	0	障害のある子どもの受け入れに関しては、適切な配慮及び環境整備を行い、保 護者と連携を密にしながら、可能な限りの受け入れを行っている。	
9		(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意 点	〇障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	0	障害のある子どもを受け入れるにあたって、職員が日頃から研修や自己研鑚を 行い、留意点を共通理解の上、関係機関と連携し、見通しを持った支援を行うこ とができるよう努めている。	
		(1)児童虐待への対応	〇児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。		日頃から子どもの些細な変化に目を配り、職員間で情報交換をしながら、虐待 の早期発見に努めることを理解している。	
10	特に配慮を 必要とする 子どもへの 対応	(2)特別の支援を必要とす る子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、 関係機関と連携して適切に支援を行っている。	0	保護者の関係性を大切にしながら、家庭環境を配慮し、関係機関との連携をしながら丁寧でかつ適切な対応を取ることを理解している。	
	73.65	(3)特に配慮を必要とする 子どもへの対応に当たって の留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	0	個人情報保護法に基づく業務を行うにあたり、正当な理由がない限りは、第三者に情報を漏らしてはいけないことを理解している。ブライバシー保護・秘密保持について全職員が理解し留意している。	
		(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。		子どもの出席管理については、基本出欠表を作成し管理している。出席予定の子どもが 登所しなかった場合は、必ず保護者に連携をとり確認を行っている。また、連続帳を忘れ た場合も必ず降所時刻の確認を行っている。日々の遊びや生活の様子については、連 結帳やクラブだより、お迎えの際ロ頭で「伝えている。	
11	保護者との 連携	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。		日常的に保護者との信頼関係の構築に努めている。連絡帳を通しての相談や個人面談、希望があった場合には、適宜面談ができるように対応している。	

		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	0	保護者組織はないが、子どもの様子を伝えお互いに共有することで保護者との 信頼関係を構している。
12	育成支援に 含まれる運 然内容と関わる 業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	0	子どもの主体性を尊重し、課題を明らかに見通しを持って、同じ方向性を持って 保育を行うこと、また、日々ミーティングや職員会議で情報を共有し育成支援を 行っている。
		(2)運営に関わる業務	〇運営に関わる業務を実施している。	0	日誌や記録の作成、打合せ、施設の安全点検、環境整備、清掃や消毒、保護 者や関係機関との連携、会計管理など運営に必要な業務を実施している。
1	学校との連 携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	0	学校からおたよりをもらい学童からのクラブだよりを届けることで情報交換を行っている。 また、気になることがあった場合には、直接連絡を入れて子どもの様子を伺い対応につい て相談をしている。
'	携	(2)学校との連携における プライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について 予め取り決めている。		学校との情報交換や情報共有は日常的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保持や秘密の保持について取り決めている。
1	4 保育所、幼稚	園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を 図っている。	0	新一年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障し、必要に応じて入 所前に保育参観などを行っている。
1	5 地域、関係機	関との連携	〇地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	Δ	例年は、学童保育クラブに通う子どもたちの生活について地域の協力が得られるように、 住区センター・民生委員児童委員など子どもに関わる関係機関と情報交換を図り、町内 会の会議にも参加をしているが、コロナ禍で中止となっている。
	学校、児童 館を活用して 実施する放 課後児童ク ラブ	(1)学校施設を活用して実 施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での 留意事項を理解し、適切に対応している。	_	
10		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留 意事項を理解し、適切に対応している。	_	

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

	□ 理呂拍虰	肥設及び設備、国生官理及び図主対策に対応する項目					
	区	分	チェック項目	結果	コメント		
17		(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	\cup	・手洗いやアルコール消毒を徹底し、日常の衛生管理、疾病予防に努めている。必要な医療品を備え適切に使用している。 ・感染症の発生状況については、区や保健所の指導・連携のもと、必要な対応 を徹底することを理解している。		
	7 衛生管理及び安全対策		○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事 故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	0	ヒヤリハット情報の共有、日々の安全管理・安全点検を行い、事故怪我の 要望に努めている。		
	O X ± X X		○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行ってお り、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	IO.	入り口の自動ドアは、保育中必ず職員がインターホンで確認した上で開閉をして いる。毎月1回の避難訓練、年1回の碑文谷警察署から職員を招いての防犯訓 練を実施し、職員の対応と子どもの避難方法を確認している。		
			○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	0	帰宅経路や迎えの確認を行っている。また、登所時は、職員が毎日危険 個所に立ち見守りを行っている。		

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

IV	運営指針	施設及び設備、衛生	管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営	に対	<u> </u>
	区	分	チェック項目	結果	コメント
1.8	施設及び設備	(1)施設	〇放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専 用区画)を有している。	Δ	施設はほぼそろっているが、育成室がワンフロアなため、体調を崩した子どもが 静養できる専用のスペースがなく、育成室の一角のマットスペースや畳スペース を利用している。
		(2)設備、備品等	〇放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための 設備や備品等を有している。	0	衛生及び安全が確保された生活の場としての機能を果たす設備を有している。 また、遊びを豊かにするために遊具や図書は、子どもの関心を踏まえ充実でき るように努めている。
	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	0	支援単位ごとに常時2名以上の支援員を配置して保育を行っている。
10		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	Δ	定員45名に対して現在42名の在籍であるが、習い事や在宅勤務のため家庭保育が可能などの理由で欠席の子どもが複数名いるため、42名を超える人数で保育を行うことは現状ない。
13		(3)放課後児童支援員の 雇用形態	〇放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用して いる。	0	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働 環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間	〇放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に 必要となる時間を前提として設定している。	0	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物 等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めて いる。
20	子ども集団の規模(支援の単位)		○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	Δ	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を 上限とし、それを超える場合は、29ラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。現在4名の定員に対して42名の在籍数であるが、習い事や在宅勤務のため定 期的な欠席が複数名いるため、40名を超える保育を行うことは現状ほぼない。
21	開所時間及び開所日		〇開所時間及び開所日を適切に設定している。	0	開所時間は、8:15~18:15(一部の学童保育クラブで8:00~19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項		〇利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対 応している。	0	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
22	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成 や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放 課後児童クラブを運営している。	0	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉 について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的 に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
23		(2) 運営上の留意事項	〇放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	0	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	1 労働環境整備		〇放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等 の労働環境を適切に整備している。	0	労働基準法を遵守した就業規則があり健康診断や細菌検査を実施し、職員の 健康管理を行うなど、労働環境を適切に管理している。
25	適正な会計 管理及び情 報公開	(1) 会計管理	〇放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	0	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を 適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めてい る。
		(2)情報公開	〇放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況 について情報公開している。	0	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。